

# 官報 号外

平成五年十一月十二日

## ○第百二十八回 参議院会議録第六号

平成五年十一月十二日(金曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第六号

平成五年十一月十二日

午前十時開議

第一 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第二 環境基本法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件  
一、北海道開発審議会委員の選挙  
以下 議事日程のとおり

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。この際、来る二十七日に任期満了となる北海道開発審議会委員一名の選挙を行います。つきましては、北海道開発審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり  
○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、北海道開発審議会委員に峰崎直樹君を指名いたします。(拍手)

平成五年十一月十二日 参議院会議録第六号

北海道開発審議会委員の選挙  
環境基本法案外一件

○議長(原文兵衛君) 日程第一 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。商工委員長中曾根弘文君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕  
〔中曾根弘文君登壇、拍手〕  
○中曾根弘文君 たいだいま議題となりました特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、近年における海外地域の工業化の進展等による競争条件の変化、情報化や技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化、その他我が国をめぐる経済の多様かつ構造的な変化が中小企業に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う新たな分野への進出及び海外の地域における事業の開始等について、これらを円滑にするための中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業信用保険法の特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定中小企業者に関する要件、新分野進出及び海外進出に伴う影響、十分な情報提供の必要性、中小企業経営安定対策等

の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。なお、本法案に対し七項目の附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより採決をいたします。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 日程第二 環境基本法案

日程第三 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。まず、委員長長の報告を求めます。環境特別委員長竹村泰子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕  
〔竹村泰子君登壇、拍手〕  
○竹村泰子君 たいだいま議題となりました両案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、環境基本法案は、今日の環境政策の対象領域の広がりに対処し、特に都市・生活型公害や地球環境問題等に対し適切な対策を講じていくため、環境の保全の基本的理念と、これに基づく基本的施策の総合的な枠組みを定めようとするものであります。

その主な内容は、環境の恵沢の享受と継承等を初め、環境の保全についての三つの基本理念を定めるとともに、国等の責務を明らかにし、また環境の日を設けることとした上で、環境基本計画、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための経済的措置、地球環境保全等に関する国際協力、国及び地方公共団体の協力など環境の保全に関する基本的な施策について規定するものであります。

次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、関係法律について規定の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、環境基本計画の実効性の確保、環境アセスメント、環境保全に関する住民参加、放射能汚染と環境行政、生物多様性の確保、特に野生生物の保護、規制緩和及び貿易と環境、長良川河口ぎき建設問題などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了いたしましたところ、日本共産党を代表して有働委員より、環境基本法案に対し、汚染原因者負担の原則の明確化等を内容とする修正案が提出されました。

次いで順次採決の結果、有働委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

北海道開発審議会委員の選挙  
環境基本法案外一件

本日はこれにて散会いたします。  
午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

議員

- |        |           |
|--------|-----------|
| 野間 赴君  | 議長 原文兵衛君  |
| 矢野 哲朗君 | 副議長 赤桐 操君 |
| 楠崎 泰昌君 | 松谷蒼一郎君    |
| 佐藤 泰三君 | 南野知憲子君    |
| 河本 三郎君 | 清水 達雄君    |
| 鹿熊 安正君 | 佐藤 静雄君    |
| 鎌田 要人君 | 合馬 敬君     |
| 清水嘉与子君 | 片山虎之助君    |
| 石渡 清元君 | 木暮 山人君    |
| 陣内 孝雄君 | 尾辻 秀久君    |
| 宮崎 秀樹君 | 石川 弘君     |
| 岡野 裕君  | 野沢 太三君    |
| 柳川 覺治君 | 大浜 方栄君    |
| 田辺 哲夫君 | 竹山 裕君     |
| 林 寛子君  | 香掛 哲男君    |
| 村上 正邦君 | 西田 吉宏君    |
| 吉川 芳男君 | 石井 一二君    |
| 田沢 智治君 | 宮澤 弘君     |
| 井上 吉夫君 | 大木 浩君     |
| 林田悠紀夫君 | 野末 陳平君    |
| 伊江 朝雄君 | 遠藤 要君     |
| 山本 富雄君 | 沢田 一精君    |
| 太田 豊秋君 | 大河原太一郎君   |
| 加藤 紀文君 | 吉村剛太郎君    |
| 上野 公成君 | 笠原 潤一君    |
| 前島英三郎君 | 岡 利定君     |
| 成瀬 守重君 | 関根 則之君    |
| 星野 朋市君 | 須藤良太郎君    |
| 坪井 一字君 | 野村 五男君    |
| 中曾根弘文君 | 大島 慶久君    |
|        | 真島 一男君    |
|        | 下稻葉耕吉君    |

- |        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 志村 哲良君 | 小野 清子君 | 木宮 和彦君 | 齋藤 文夫君 |
| 松浦 孝治君 | 石井 道子君 | 吉川 博君  | 守住 有信君 |
| 上杉 光弘君 | 倉田 寛之君 | 佐々木 満君 | 久世 公麿君 |
| 永田 良雄君 | 高木 正明君 | 岡部 三郎君 | 三石 久江君 |
| 板垣 正君  | 平井 卓志君 | 齋藤 十朗君 | 木庭健太郎君 |
| 坂野 重信君 | 北 修二君  | 下条進一郎君 | 猪熊 重二君 |
| 紀平 悌子君 | 前田 敷男君 | 井上 裕君  | 山口 哲夫君 |
| 岩崎 昭弥君 | 紀平 悌子君 | 井上 孝君  | 細谷 昭雄君 |
| 栗原 君子君 | 岩崎 昭弥君 | 新間 正次君 | 片上 公人君 |
| 椎名 素夫君 | 栗原 君子君 | 中尾 則幸君 | 牛嶋 正君  |
| 三重野米子君 | 三重野米子君 | 安恒 良一君 | 佐藤 三吾君 |
| 山田 健一君 | 山田 健一君 | 大脇 雅子君 | 和川 順郎君 |
| 岩本 久人君 | 岩本 久人君 | 谷川 和人君 | 中西 珠子君 |
| 櫻井 規順君 | 櫻井 規順君 | 種田 誠君  | 瀬谷 英行君 |
| 堂本 暁子君 | 堂本 暁子君 | 堀 利和君  | 和田 教美君 |
| 庄司 中君  | 庄司 中君  | 西岡瑠璃子君 | 黒柳 明君  |
| 篠崎 年子君 | 篠崎 年子君 | 谷本 楓君  | 鈴木 栄治君 |
| 竹村 泰子君 | 竹村 泰子君 | 菅野 壽君  | 西山登紀子君 |
| 一井 淳治君 | 一井 淳治君 | 菅野 壽君  | 小島 慶三君 |
| 菅野 久光君 | 菅野 久光君 | 大淵 絹子君 | 直嶋 正行君 |
| 角田 義一君 | 角田 義一君 | 千葉 景子君 | 高崎 裕子君 |
| 湖上 貞雄君 | 湖上 貞雄君 | 渡辺 四郎君 | 萩野 浩基君 |
| 小川 仁一君 | 小川 仁一君 | 前畑 幸子君 | 江本 孟紀君 |
| 梶原 敬義君 | 梶原 敬義君 | 上野 雄文君 | 井上 哲夫君 |
| 大森 昭君  | 大森 昭君  | 糸久八重子君 | 北澤 俊美君 |
| 及川 一夫君 | 及川 一夫君 | 本岡 昭次君 | 長谷川 清君 |
| 青木 薪次君 | 青木 薪次君 | 浜本 万三君 | 吉川 春子君 |
| 今井 澄君  | 今井 澄君  | 鈴木 和美君 | 小林 正君  |
| 風間 昶君  | 風間 昶君  | 矢田部 理君 | 田村 秀昭君 |
| 喜岡 淳君  | 喜岡 淳君  | 川橋 直樹君 | 足立 良平君 |
|        |        | 荒木 清寛君 | 橋本 敦君  |
|        |        | 西野 康雄君 | 笹野 貞子君 |
|        |        |        | 松尾 官平君 |

- |        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 既 正敏君  | 山下 栄一君 | 村田 誠醇君  | 横尾 和伸君 |
| 山下 栄一君 | 北村 哲男君 | 日下部徳代子君 | 白浜 一良君 |
| 吉田 達男君 | 武田 節子君 | 会田 長栄君  | 三石 久江君 |
| 会田 長栄君 | 三石 久江君 | 木庭健太郎君  | 猪熊 重二君 |
| 山口 哲夫君 | 細谷 昭雄君 | 片上 公人君  | 牛嶋 正君  |
| 佐藤 三吾君 | 和川 順郎君 | 中西 珠子君  | 瀬谷 英行君 |
| 和川 順郎君 | 黒柳 明君  | 鈴木 栄治君  | 西山登紀子君 |
| 鈴木 栄治君 | 小島 慶三君 | 直嶋 正行君  | 高崎 裕子君 |
| 高崎 裕子君 | 萩野 浩基君 | 江本 孟紀君  | 井上 哲夫君 |
| 井上 哲夫君 | 北澤 俊美君 | 長谷川 清君  | 吉川 春子君 |
| 吉川 春子君 | 小林 正君  | 田村 秀昭君  | 足立 良平君 |
| 足立 良平君 | 橋本 敦君  | 笹野 貞子君  | 松尾 官平君 |
| 松尾 官平君 |        |         |        |

- |                  |        |
|------------------|--------|
| 猪木 寛至君           | 吉岡 吉典君 |
| 市川 正一君           | 古川太三郎君 |
| 中村 鋭一君           | 磯村 修君  |
| 井上 計君            | 吉田 之久君 |
| 山田 勇君            | 磯崎 弘君  |
| 立木 洋君            | 上田耕一郎君 |
| 通商産業大臣 熊谷 弘君     |        |
| 国務大臣 国務大臣 広中和歌子君 |        |
| (環境庁長官)          |        |
- 議長の報告事項  
去る五日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
- |               |           |
|---------------|-----------|
| 法務委員 藤 訓弘君    | 補欠 久保田真由君 |
| 外務委員 肥田美代子君   | 補欠 松前 達郎君 |
| 厚生委員 菅野 壽君    | 補欠 栗原 君子君 |
| 労働委員 菅野 久光君   | 補欠 菅野 壽君  |
| 予算委員 栗原 君子君   | 補欠 菅野 久光君 |
| 決算委員 清水 澄子君   | 補欠 國弘 正雄君 |
| 議院運営委員 國弘 正雄君 | 補欠 栗原 君子君 |
| 補欠 栗原 君子君     | 補欠 清水 澄子君 |

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
災害対策特別委員

補任  
会田 長栄君 補欠 小川 仁一君  
薬科 満治君 榎崎 年子君  
武田邦太郎君 乾 晴美君  
沖繩及び北方問題に関する特別委員  
補任 補欠

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。  
自衛隊法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

同日次の本院提出案を衆議院に送付した。  
保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。  
みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件  
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

行政手続法  
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。  
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)審査報告書

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。  
航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。  
日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。  
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

行政手続法  
行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

外務省北米局長事務代理 加藤 良三君

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日議長は、内閣総理大臣から申請のあった次の者を、第百二十八回国会政府委員に任命することを承認した。

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省欧亜局長野村一成君(同日議長承認)を、第百二十八回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。  
一昨十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

上山 和人君

補欠

日下部禎代子君

厚生委員

辞任

日下部禎代子君

補欠

上山 和人君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

狩野 安君

補欠

南野知恵子君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを厚生委員会に付託した。

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(厚生委員長提出)(衆第九号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

国民医療に関する質問主意書(紀平梯子君提出)

同日委員長から次の報告書が提出された。

環境基本法案(閣法第五号)審査報告書

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六号)審査報告書

昨十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

日下部禎代子君

補欠

上山 和人君

厚生委員

辞任

上山 和人君

補欠

日下部禎代子君

及川 順郎君

横尾 和伸君

商工委員

辞任

横尾 和伸君

補欠

及川 順郎君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

環境特別委員

辞任

南野知恵子君

補欠

狩野 安君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業・資源エネルギーに関する調査会委員

辞任

森 暢子君

補欠

一井 淳治君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

厚生委員会

理事 菅野 善君(菅野善君の補欠)

審査報告書

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月九日

商工委員長 中曽根弘文

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国をめぐる経済の多様かつ構造的な変化が中小企業に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するために中小企業者が行う新分野進出及び海外における事業の開始等について、これらを円滑にするための

中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業信用保険法の特例等の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認める。  
なお、別紙の附帯決議を行った。  
一、費用  
本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 特定業種の指定については、社会・経済事情の変化に的確に対応しつつ、適切かつ迅速に行うこと。  
二 新分野進出又は事業開始に係る法の運用に当たっては、既に当該分野で事業を行っている中小企業者との競争を不必要に激化させ、これら中小企業者に困難を強いることのないよう留意すること。  
三 海外における事業の開始又は拡大に係る法の運用に当たっては、国内の関連事業者が悪影響を及ぼすことがないよう留意するとともに、関連事業者の事業の振興についても配慮すること。  
四 新分野進出等計画の承認に当たっては、「新たな事業の分野への進出」を幅広く取り上げる等中小企業者の努力を積極的に支援するよう配慮すること。  
五 中小企業者の新分野進出等に関する便宜に資するため、新分野進出等に関する情報の積極的な提供に努めること。  
六 新分野進出等に当たっては、雇用の安定に配慮するよう指導を行うとともに、雇用安定施策の積極的活用を図ること。  
七 中小企業の置かれている厳しい経営環境にかんがみ、中小企業の経営基盤安定のための施策の一層の充実・強化に努めること。  
右決議する。

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よって国会法第八十三条により送付する。  
平成五年十一月二日  
衆議院議長 土井たか子  
参議院議長 原 文兵衛殿

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案  
特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案

(目的)

第一条 この法律は、近年における国際分業の進展、需要構成の変化その他の経済の多様かつ構造的な変化に適応するために特定中小企業者が行う新たな事業の分野への進出及び海外の地域における事業の開始等を円滑にするための措置等を講ずることにより、新たな経済的環境に即した中小企業の活力ある発展を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの  
二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサー

ビス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

四 企業組合

五 協業組合

六 事業協同組合、商工組合、協同組合連合会

その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人であつて中小企業者を直接又は間接の構成員(以下単に「構成員」という。)とするもの(政令で定める要件に該当するものに限る。)をいう。

3 この法律において「特定中小企業者」とは、海外の地域における工業化の進展等による競争条件の変化、情報化及び技術の高度化に伴う投資の近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業その他の業種であつて政令で定めるもの(以下「特定業種」という。)に属する事業を営む中小企業者のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けるおそれがあるものであつて、その生産額又は取引額が相当程度減少していることその他の政令で定める要件に該当するもの並びにこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等をいう。

(新分野進出等計画の承認)

第三条 特定中小企業者は新たな事業の分野への進出又は海外の地域における事業の開始若しくは拡大(特定業種その他の政令で定める業種に属する事業に係るものに限るものとし、特定中小企業者が前条第一項第四号から第六号までに掲げる組合若しくは連合会を設立し、又は合併し、若しくは資本の額若しくは出資の総額の全部を出資して会社を設立しようとする場合にあってはその組合若しくは連合会又はその合併若しくは出資により設立される会社(合併後存続する会社を含む。)が行うものを、同項第四号から第六号までに掲げる者であつて特定中小企業者であるものが協業組合、事業協同組合又は商工組合に組織を変更しようとする場合にあってはその協業組合、事業協同組合又は商工組合が行うものを含む。以下「新分野進出等」という。)に関する計画を、組合等はその構成員たる特定中小企業者が行おうとする新分野進出等(当該組合等又はその構成員たる組合等がその構成員たる特定中小企業者が行う新分野進出等と一体として自ら行おうとする新分野進出等を含む。)に関する計画を作成し、これをその主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、その承認を受けることができる。

2 前項に規定する新分野進出等に関する計画(以下「新分野進出等計画」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 新分野進出等の目標

二 新分野進出等の内容

三 新分野進出等の実施時期

四 新分野進出等を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

五 新分野進出等に伴う労務に関する事項

六 組合等がその構成員の新分野進出等の円滑化を図るため次の事業を行おうとする場合にあっては、その事業に関する事項

イ 新商品又は新技術の研究開発、需要の開拓その他の事業

ロ 新分野進出等を行うその構成員たる特定中小企業者であつて政令で定める要件に該当するもの(これらの特定中小企業者が合併して設立する会社(合併後存続する会社を含む。)を含む。)に対しその事業活動に必要な資金を貸し付ける事業

七 組合等が新分野進出等に係る試験研究のための費用に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

3 都道府県知事は、第一項の承認の申請があつた場合において、その新分野進出等計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その新分野進出等計画に係る新分野進出等が当該特定中小企業者の能力を有効かつ適切に發揮させるものであり、かつ、国民経済の健全な発展の阻害するものでないこと。

二 その新分野進出等計画が当該新分野進出等を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

三 前項第七号に規定する負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準が適切なものであること。

(新分野進出等計画の変更等)

第四条 前条第一項の承認を受けた特定中小企業者又は組合等は、当該承認に係る新分野進出等計画を変更しようとするときは、その承認をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の承認に係る新分野進出等計画(前項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下「承認新分野進出等計画」という。)に従つて新分野進出等が行われていないと認めるときは、その承認を取り消すことができる。

3 前条第三項の規定は、第一項の承認について準用する。

(中小企業近代化資金等助成法の特例)

第五条 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三条第一項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金(以下「近代化資金貸付金」という。)であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等(その新分野進出等を行う特定中小企業者が第三条第二項第六号の政令で定める要件に該当するものであるときは、その特定中小企業者(これらの特定中小企業者が合併して設立する会社(合併後存続する会社を含む。))を含む。以下「特例中小企業者」という。)が行うその他の事業活動を含む。)に必要な設備に係るものについては、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間は、七年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

2 近代化資金貸付金であつて、特例中小企業者に対しこの法律の施行の日前に貸し付けられたもの(中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第二号の貸付機関が当該特例中小企業者に対しその事業の用に供する設備を同日前に譲り渡し、又は貸し付けた場合にあっては、当該設備の譲渡又は貸付けを行うのに必要な資金として当該貸付機関に対し貸し付けられたものを含む。)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

(中小企業信用保険法の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。)の保険関係であつて、新分野進出等関連保

証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新分野進出等(特例中小企業者が行うものを除く。又は第三条第二項第六号に規定する事業に

必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての次の表の上欄に掲げる同法の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第三条第一項	保険価額の合計額が	特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法第六条第一項に規定する新分野進出等関連保証(以下「新分野進出等関連保証」という。)に係る保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第一項、第三条の三第一項	保険価額の合計額が	新分野進出等関連保証に係る保険価額の合計額とその他の他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ
第三条の二第三項、第三条の三第二項	当該保証をした当該債務者	新分野進出等関連保証及びその他の保証ごとに、それぞれ新分野進出等関連保証をした債務者

2 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた特例中小企業者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「一億円」とあるのは「四億円」と、「四億円」とあるのは「八億円」と、同法第三条の二第一項及び第三項中「二千万円」とあるのは「四千万円」と、同法第三条の三第一項及び第二項中「五百万円」とあるのは「千万円」とする。

3 中小企業信用保険法第三条の六第一項に規定する海外投資関係保証(以下「海外投資関係保証」という。)の保険関係であつて、海外事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始若しくは拡大又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業

者に係るものについての同法第三条の六第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億円」とあるのは「四億円(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる海外の地域における事業の開始又は拡大に必要な資金(以下「海外事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億円」と、「四億円」とあるのは「八億円(海外事業資金又は同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、四億円)」と、同条第二項中「二億円」とあるのは「四億円(海外事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、二億円)」とする。

4 中小企業信用保険法第三条の七第一項に規定する新事業開拓保証(以下「新事業開拓保証」という。)の保険関係であつて、新分野事業関連保証(同項に規定する債務の保証であつて、承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出又は第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金に係るものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条の七第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「一億五千万円」とあるのは「三億円(特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる新たな事業の分野への進出に必要な資金(以下「新分野事業資金」という。))以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円」と、「三億円」とあるのは「六億円(新分野事業資金又は同法第四条第二項に規定する承認新分野進出等計画に従つて行われる同法第三条第二項第六号に規定する事業に必要な資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、三億円)」と、同条第二項中「一億五千万円」とあるのは「三億円(新分野事業資金以外の資金に係る債務の保証に係る保険関係については、一億五千万円)」とする。

5 普通保険の保険関係であつて、新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの(特例中小企業者に係るものにあつては、平成五年十月二十二日以後に成立したもののうち、その保険価額の合計額が二億円(その特例中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、環境衛生同業組合、環境衛生同業小組合、環境衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円。次項において同じ。)を超えない部分に限る。)についての中小企業信用保険法第三条第二項及び第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、及び同法第五条中「百分

の七十(無担保保険、特別小口保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保証及び新事業開拓保証にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

6 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて新分野進出等関連保証に係るもの及び特例中小企業者に係るもの(特例中小企業者に係るものにあつては、平成五年十月二十二日以後に成立したもののうち、普通保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額が二億円を超えない部分、無担保保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額が二千万円を超えない部分、特別小口保険の保険関係にあつてはその保険価額の合計額が五百万円を超えない部分に限る。)、海外投資関係保証の保険関係であつて海外事業関連保証に係るもの並びに新事業開拓保証の保険関係であつて新分野事業関連保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

7 中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を平成五年十月二十二日以後に受けた第三条第二項第六号の政令で定める要件に該当する特定中小企業者が行う新分野進出等に関する計画が同条第一項の承認を受けたときは、中小企業信用保険法は、第二項の規定により読み替へて適用される同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定にかかわらず、その承認以後において、当該債務の保証について、普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係を成立させる旨の契約を締結することができるものとする。(特定業種に属する事業の開始)

7条 特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者(第二項第一項第六号に掲げる者にあつては、その構成員の相当程度が特定業種に

属する事業を営んでいないものに限る。以下同  
じ。又は事業を営んでいない個人はその行おう  
とする特定業種に属する事業の開始(以下「事業  
開始」という。)に関する計画を、組合等はその  
構成員たる特定業種に属する事業を営んでい  
ない中小企業者が行おうとする事業開始(当該組  
合等又はその構成員たる組合等がその構成員た  
る中小企業者が行おうとする事業開始として自  
ら行おうとする特定業種に属する事業の開始又は  
拡大を含む。)に関する計画を作成し、これをそ  
の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知  
事に提出して、その承認を受けることができる。

2 第三条第二項(第六号ロに係る部分を除く)及  
び第三条第三項並びに第四条の規定は、前項に規  
定する事業開始に関する計画(以下「事業開始計  
画」という。)について準用する。この場合にお  
いて、第三条第三項第一号中「当該特定中小企  
業者の能力を有効かつ適切に発揮させるもので  
あり」とあるのは、「当該中小企業者又は個人の  
能力を有効かつ適切に発揮させるものであり、  
特定業種に属する事業の活性化を促すことによ  
り、特定中小企業者の近年における経済の多様  
かつ構造的な変化への適応に資するものであ  
り」と読み替えるものとする。

第八条 第五条第一項の規定は、前条第一項の承  
認に係る事業開始計画(同条第二項において準  
用する第四条第一項の規定による変更の承認が  
あったときは、その変更後のもの。以下「承認  
事業開始計画」という。)に従って行われる事業  
開始に必要な設備に係る近代化資金貸付金につ  
いて準用する。

2 第六条第一項及び第四項から第六項までの規  
定は、普通保険、無担保保険、特別小口保険又  
は新事業開拓保険の保険関係のうち、中小企業  
信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項、  
第三条の三第一項又は第三条の七第一項に規定  
する債務の保証であつて、承認事業開始計画に  
従って行われる事業開始(前条第二項において

準用する第三条第二項第六号イに規定する事業  
の実施を含む。)に係るものを受けた中小企業者  
に係るものについて準用する。  
(資金の確保)

第九條 国及び都道府県は、承認新分野進出等計  
画に従って行われる新分野進出等若しくは第三  
条第二項第六号に規定する事業又は承認事業開  
始計画に従って行われる事業開始若しくは第七  
条第二項において準用する第三条第二項第六号  
イに規定する事業に必要な資金の確保に努める  
ものとする。  
(課税の特例)

第十条 承認新分野進出等計画に従って新分野進  
出等を行おうとする特定中小企業者であつて、  
その営んできた事業の縮小が確定であると都道  
府県知事が認めたもの(以下「特別中小企業者」  
という。)が、当該承認新分野進出等計画に従  
て取得し、又は製作した機械及び装置について  
は、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十  
六号)で定めるところにより、課税の特例の適  
用があるものとする。

2 組合等が、承認新分野進出等計画又は承認事  
業開始計画で定める賦課の基準(以下単に「賦課  
の基準」という。)に基づいて、その構成員たる  
中小企業者に対し、試験研究に必要な機械装置  
(工具、器具及び備品を含む。)を取得し、又は  
製作するための費用に充てるための負担金を賦  
課した場合において、当該中小企業者が当該負  
担金を納付したときは、租税特別措置法で定め  
るところにより、当該負担金について特別償却  
を行うことができる。

3 組合等が賦課の基準に基づいてその構成員に  
対し試験研究のための費用に充てるための負担  
金を賦課した場合において、その構成員が当該  
負担金を納付したときは、租税特別措置法で定  
めるところにより、当該負担金について試験研  
究費の額が増加した場合等の課税の特例の適用  
があるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員  
に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつ  
て、試験研究の用に直接供する固定資産を取得  
し、又は製作したときは、租税特別措置法で定  
めるところにより、所得の金額の計算について  
特別の措置を講ずる。

5 特別中小企業者について欠損金を生じた場合  
には、租税特別措置法で定めるところにより、  
法人税の還付について特別の措置を講ずる。  
(指導及び助言)

第十一条 国及び都道府県は、新分野進出等又は  
事業開始の円滑な実施に必要な指導及び助言を  
行うものとする。  
(雇用の安定等)

第十二条 特定中小企業者は、新分野進出等を行  
うに当たっては、その雇用する労働者につい  
て、その雇用の安定を図るため必要な措置を講  
ずるよう努めなければならない。

2 国は、特定中小企業者が事業活動の縮小を余  
儀なくされた場合においては、その特定中小企  
業者の雇用する労働者について、失業の予防そ  
の他雇用の安定を図るため必要な措置を講ず  
るよう努めるものとする。

4 組合等が、賦課の基準に基づいてその構成員  
に対し賦課した負担金の全部又は一部をもつ  
て、試験研究の用に直接供する固定資産を取得  
し、又は製作したときは、租税特別措置法で定  
めるところにより、所得の金額の計算について  
特別の措置を講ずる。

5 特別中小企業者について欠損金を生じた場合  
には、租税特別措置法で定めるところにより、  
法人税の還付について特別の措置を講ずる。  
(指導及び助言)

第十三条 国は、特定中小企業者の新分野進出等  
の円滑化に資するため、研究開発の推進等によ  
る新たな産業分野の開拓、人材の養成その他の  
関連施策を積極的に推進するよう努めるものと  
する。  
(国際経済環境等の考慮)

第十四条 国及び都道府県は、この法律に基づ  
く措置を実施するに当たっては、国際経済環境等

を考慮し、特定中小企業者がこれらの環境に適  
合した事業を適切に実施することができるよう  
に努めるものとする。  
(報告の徴収)

第十五条 都道府県知事は、第三条第一項若しく  
は第七条第一項の承認を受けた者、承認新分野  
進出等計画に従って新分野進出等若しくは第三  
条第二項第六号に規定する事業を行う者又は承  
認事業開始計画に従って事業開始若しくは第七  
条第二項において準用する第三条第二項第六号  
イに規定する事業を行う者に対し、承認新分野  
進出等計画又は承認事業開始計画の実施状況に  
ついて報告を求めることができる。  
(事務の委任)

第十六条 この法律の規定により都道府県知事の  
権限に属する事務は、市町村長又は特別区の長  
に委任することができる。

(罰則)

第十七条 第十五条の規定による報告をせず、又  
は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金  
に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、  
使用人その他の従業者が、その法人又は人の業  
務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為  
者を罰するほか、その法人又は人に対して同項  
の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から起  
算して七年を経過した日に、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行の  
日から起算して七年を経過した時までに第六条  
並びに第八条第二項において準用する第六条第  
一項及び第四項から第六項までの規定の適用を  
受けて成立している保険関係については、その  
時以後も、なお従前の例によるものとし、その

時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

(中小企業庁設置法の一部改正)

第三条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の五を次のように改める。

七の五 特定中小企業者の新分野進出等による経済的構造的变化への適応の円滑化に関する臨時措置法(平成五年法律第 号)の施行に関すること。

審査報告書

環境基本法案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成五年十一月十日

環境特別委員長 竹村 泰子

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、近年の我が国における環境問題に係る諸事情の変化、地球環境問題への対応の必要性の高まり等の環境問題の現況にかんがみ、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定める等のものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

環境基本法案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成五年十月二十八日

衆議院議長 土井たか子  
参議院議長 原 文兵衛殿

環境基本法案

目次

- 第一章 総則(第一条―第十三条)
- 第二章 環境の保全に関する基本的施策
- 第一節 施策の策定等に係る指針(第十四条)
- 第二節 環境基本計画(第十五条)
- 第三節 環境基準(第十六条)
- 第四節 特定地域における公害の防止(第十七条・第十八条)
- 第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等(第十九条―第二十一条)
- 第六節 地球環境保全等に関する国際協力等(第二十二条―第二十五条)
- 第七節 地方公共団体の施策(第二十六条)
- 第八節 費用負担及び財政措置等(第二十七条―第四十条)
- 第三章 環境審議会等
- 第一節 環境審議会(第四十一条―第四十四条)
- 第二節 公害対策会議(第四十五条・第四十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定める

ことにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

2 この法律において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であつて、人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

3 この法律において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するを含む)、第十六条第一項を除き、以下同じ)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。以下同じ。)及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(環境の恵沢の享受と継承等)

第三条 環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによつて成り立つており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によつて損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み

豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたつて維持されるように適切に行われなければならない。

(環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等)

第四条 環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによつて、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実に伴つて環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調による地球環境保全の積極的推進)

第五条 地球環境保全が人類共通の課題であるとともに国民の健康で文化的な生活を将来にわたつて確保する上での課題であること及び我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることにかんがみ、地球環境保全は、我が国の能力を生かして、及び国際社会において我が国の占める地位に応じて、国際的協調の下に積極的に推進されなければならない。

(国の責務)

第六条 国は、前三条に定める環境の保全についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。



(事業者の責務)

第八条 事業者は、基本理念のっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となつた場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念のっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(国民の責務)

第九条 国民は、基本理念のっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、国民は、基本理念のっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(環境の日)

第十条 事業者及び国民の間に広く環境の保全に

ついでに関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるため、環境の日を設ける。

2 環境の日は、六月五日とする。

3 国及び地方公共団体は、環境の日の趣旨にふさわしい事業を実施するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、環境の保全に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、環境の状況及び政府が環境の保全に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る環境の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

(放射性物質による大気汚染等の防止)

第十三条 放射性物質による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法(昭和三十年法律第八十八号)その他の関係法律で定めるところによる。

第二章 環境の保全に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に関する指針

第十四条 この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施は、基本理念のっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること。

ともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

第二節 環境基本計画

第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
一 環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて、環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、環境基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

第三節 環境基準

第十六条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、政府は、政令で定めるところにより、その地域又は水域の指定の権限を都道府県知事に委任することができる。

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの(以下「公害の防止に関する施策」という。)を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

第四節 特定地域における公害の防止(公害防止計画の作成)

第十七条 内閣総理大臣は、次のいずれかに該当する地域について、関係都道府県知事に対し、その地域において実施されるべき公害の防止に関する施策に係る基本方針を示して、その施策に係る計画(以下「公害防止計画」という。)の策定を指示するものとする。

一 現に公害が著しく、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域

二 人口及び産業の急速な集中その他の事情により公害が著しくなるおそれがあり、かつ、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難になると認められる地域

2 前項の基本方針は、環境基本計画を基本として策定するものとする。

3 関係都道府県知事は、第一項の規定による指示を受けたときは、同項の基本方針に基づき公害防止計画を作成し、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示及び前項の承認をするに当たっては、あらかじめ、公害対策会議の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の規定による指示をするに当たっては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

(公害防止計画の達成の推進)

第十八条 国及び地方公共団体は、公害防止計画の達成に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 国が講ずる環境の保全のための施策等

(国の施策の策定等に当たつての配慮)

第十九条 国は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たつては、環境の保全について配慮しなければならない。(環境影響評価の推進)

第二十条 国は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための規制)

第二十一条 国は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染又は悪臭の原因となる物質の排出、騒音又は振動の発生、地盤の沈下の原因となる地下水の採取その他の行為に関し、事業者等の遵守すべき基準を定めること等により行う公害を防止するために必要な規制の措置
- 二 土地利用に関し公害を防止するために必要な規制の措置及び公害が著しく、又は著しくなるおそれがある地域における公害の原因と

なる施設の設置に関し公害を防止するために必要な規制の措置

三 自然環境を保全することが特に必要な区域における土地の形状の変更、工作物の新設、木竹の伐採その他の自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

四 採掘、損傷その他の行為であつて、保護することが必要な野生生物、地形若しくは地質又は温泉源その他の自然物の適正な保護に支障を及ぼすおそれがあるものに関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

五 公害及び自然環境の保全上の支障が共に生ずるか又は生ずるおそれがある場合にこれらを共に防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、国は、人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障を防止するため、同項第一号又は第二号に掲げる措置に準じて必要な規制の措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第二十二条 国は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況等を勘案しつつ必要かつ適正な経済的な助成を行うために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、負荷活動を行う者に対し適正かつ公平な経済的な負担を課すことによりその者が自らの負荷活動に係る環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導することを目的とする

施策が、環境の保全上の支障を防止するための有効性を期待され、国際的にも推奨されていることにかんがみ、その施策に関し、これに係る措置を講じた場合における環境の保全上の支障の防止に係る効果、我が国の経済に与える影響等を適切に調査し及び研究するとともに、その措置を講ずる必要がある場合には、その措置に係る施策を活用して環境の保全上の支障を防止することについて国民の理解と協力を得るよう努めるものとする。

この場合において、その措置が地球環境保全のための施策に係るものであるときは、その効果が適切に確保されるようにするため、国際的な連携に配慮するものとする。

(環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進)

第二十三条 国は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び汚泥のしゅんせつ、絶滅のおそれのある野生動物植物の保護増殖その他の環境の保全上の支障を防止するための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設(移動施設を含む。)その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備及び森林の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 国は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第二十四条 国は、事業者に対し、物の製造、加工又は販売その他の事業活動に際して、あらかじめ、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷について事業者が自ら評価することにより、その物に係る環境への負荷の低減について適正に配慮することができるよう技術的支援等を行うため、必要な措置を講ずるものとする。

2 国は、再生资源源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第二十五条 国は、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全に関する広報活動の充実により事業者及び国民が環境の保全についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全に関する活動を行う意欲が増進されるよう努めるため、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動を促進するための措置)

第二十六条 国は、事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」とい

う。が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第二十七条 国は、第二十五条の環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等が自発的に行う環境の保全に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査の実施)

第二十八条 国は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境を保全するための施策の策定に必要な調査を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十九条 国は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(科学技術の振興)

第三十条 国は、環境の変化の機構の解明、環境への負荷の低減並びに環境が経済から受ける影響及び経済に与える恵沢を総合的に評価するための方法の開発に関する科学技術その他の環境の保全に関する科学技術の振興を図るものとする。

2 国は、環境の保全に関する科学技術の振興を図るため、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他

の必要な措置を講ずるものとする。

(公害に係る紛争の処理及び被害の救済)

第三十一条 国は、公害に係る紛争に関するあっせん、調停その他の措置を効果的に実施し、その他公害に係る紛争の円滑な処理を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 国は、公害に係る被害の救済のための措置の円滑な実施を図るため、必要な措置を講じなければならない。

第六節 地球環境保全等に関する国際協力

(地球環境保全等に関する国際協力等)

第三十二条 国は、地球環境保全に関する国際的な連携を確保することその他の地球環境保全に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるほか、開発途上にある海外の地域の環境の保全及び国際的に高い価値があると認められている環境の保全であって人類の福祉に貢献するとともに国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するもの(以下この条において「開発途上地域の環境の保全等」という。)に資するための支援を行うことその他の開発途上地域の環境の保全等に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全及び開発途上地域の環境の保全等(以下「地球環境保全等」という。)に関する国際協力について専門的な知見を有する者の育成、本邦以外の地域の環境の状況その他の地球環境保全等に関する情報の収集、整理及び分析その他の地球環境保全等に関する国際協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずる

ように努めるものとする。

(監視、観測等に係る国際的な連携の確保等)

第三十三条 国は、地球環境保全等に関する環境の状況の監視、観測及び測定の効果的な推進を図るための国際的な連携を確保するように努めるとともに、地球環境保全等に関する調査及び試験研究の推進を図るための国際協力を推進するよう努めるものとする。

(地方公共団体又は民間団体等による活動を促進するための措置)

第三十四条 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で地方公共団体が果たす役割の重要性にかんがみ、地方公共団体による地球環境保全等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、地球環境保全等に関する国際協力を推進する上で民間団体等によって本邦以外の地域において地球環境保全等に関する国際協力のための自発的な活動が行われることの重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際協力の実施等に当たっての配慮)

第三十五条 国は、国際協力の実施に当たっては、その国際協力の実施に関する地域に係る地球環境保全等について配慮するように努めなければならない。

2 国は、本邦以外の地域において行われる事業活動に関し、その事業活動に係る事業者がその事業活動が行われる地域に係る地球環境保全等について適正に配慮することができるようにす

るため、その事業者に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七節 地方公共団体の施策

第三十六条 地方公共団体は、第五節に定める国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全のために必要な施策を、これらの総合かつ計画的な推進を図りつつ実施するものとする。この場合において、都道府県は、主として、広域にわたる施策の実施及び市町村が行う施策の総合調整を行うものとする。

第八節 費用負担及び財政措置等

(原因者負担)

第三十七条 国及び地方公共団体は、公害又は自然環境の保全上の支障(以下この条において「公害等に係る支障」という。)を防止するために国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者(以下この条において「公的事业主体」という。)により実施されることが公害等に係る支障の迅速な防止の必要性、事業の規模その他の事情を勘案して必要かつ適切であると認められる事業が公的事业主体により実施される場合において、その事業の必要を生じさせた者の活動により生ずる公害等に係る支障の程度及びその活動がその公害等に係る支障の原因となると認められる程度を勘案してその事業の必要を生じさせた者にその事業の実施に要する費用を負担させることが適当であると認められるものについて、その事業の必要を生じさせた者にその事業の必要を生じさせた限度においてその事業の実

施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(受益者負担)

第三十八条 国及び地方公共団体は、自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の保全のための事業の実施により著しく利益を受ける者がある場合において、その者にその受益の限度においてその事業の実施に要する費用の全部又は一部を適正かつ公平に負担させるために必要な措置を講ずるものとする。

(地方公共団体に対する財政措置等)

第三十九条 国は、地方公共団体が環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国及び地方公共団体の協力)

第四十条 国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

第三章 環境審議会等

第一節 環境審議会

(中央環境審議会)

第四十一条 環境庁に、中央環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。

二 内閣総理大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議すること。

三 環境庁長官又は関係大臣の諮問に応じ、環

境の保全に関する重要事項を調査審議すること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、内閣総理大臣、環境庁長官又は関係大臣に意見を述べることが出来る。

(中央環境審議会の組織等)

第四十二条 審議会は、委員八十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

3 委員及び特別委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員及び特別委員は、非常勤とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県環境審議会)

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、都道府県環境審議会を置く。

2 都道府県環境審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

(市町村環境審議会)

第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、市町村環境審議会を置くことができる。

第二節 公害対策会議

(設置及び所掌事務)

第四十五条 総理府に、特別の機関として、公害対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公害防止計画に関し、第十七条第四項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、公害の防止に関する施策であつて基本的かつ総合的なものの企画に関して審議し、及びその施策の実施を推進すること。

三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定によりその権限に属させられた事務

(組織等)

第四十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 会議の庶務は、環境庁において処理する。

8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十三条及び第四十四条の規定は、公布の日か

ら起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成五年十一月十日

環境特別委員長 竹村 泰子

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法その他の関係法律の規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成五年十月二十八日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に  
関する法律案

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等  
に関する法律

(公害対策基本法の廃止)

第一条 公害対策基本法(昭和四十二年法律第百  
三十二号)は、廃止する。

(環境基準に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に前条の規定によ  
る廃止前の公害対策基本法(以下「旧対策法」と  
いう。)第九条第一項の規定により定められてい  
る基準は、環境基本法(平成五年法律第  
号)第十六条第一項の規定により定められた基  
準とみなす。

(公害防止計画に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に旧対策法第十九条第  
一項の規定により示された基本方針及び同項の  
規定により示された指示は、環境基本法第十七  
条第一項の規定により示された基本方針及び同項  
の規定により示された指示とみなす。

2 この法律の施行前に旧対策法第十九条第二項  
の規定により内閣総理大臣の承認を受けた公害  
防止計画は、環境基本法第十七条第三項の規定  
により内閣総理大臣の承認を受けた公害防止計  
画とみなす。

3 環境基本法第十七条第一項に規定する基本方  
針であつて同法の施行後初めて同法第十五条第  
三項の規定による閣議の決定がされる日前に策  
定されるものについては、同法第十七条第二項  
の規定は、適用しない。

(都道府県公害対策審議会及び市町村公害対策  
審議会に関する経過措置)

第四条 旧対策法第二十九条及び第三十条の規定  
は、環境基本法附則ただし書に規定する規定が  
施行されるまでの間は、なおその効力を有す  
る。

(自然環境保全法の一部改正)

第五条 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八  
十五号)の一部を次のように改正する。

第一条中、「自然環境の保全の基本理念その  
他自然環境の保全に関し基本となる事項を定め  
るとともに」を削り、「自然環境の適正な保全を  
総合的に推進し」を「自然環境を保全すること  
特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総  
合的に推進することにより、広く国民が自然環  
境の恵沢を享受するとともに、将来の国民にこ  
れを継承できるようにし」に改める。

第一条を次のように改める。

(国等の責務)

第二条 国、地方公共団体、事業者及び国民  
は、環境基本法(平成五年法律第 号)第  
三条から第五条までに定める環境の保全につ  
いての基本理念にのっとり、自然環境の適正  
な保全を図られるように、それぞれの立場に  
おいて努めなければならない。

第四条を削り、第五条中「行なう」を「行う」に  
改め、同条を第四条とし、同条の次に次の一  
条を加える。

(地域開発施策等における配慮)

第五条 国は、地域の開発及び整備その他の自  
然環境に影響を及ぼすと認められる施策の策  
定及びその実施に当たつては、自然環境の適  
正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十一条までを次のように改め  
る。

第十三条第四項中「四十五人」を「四十人」に改  
める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七  
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の三中「公害対策基本法(昭和  
四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平  
成五年法律第 号)」に改める。

別表第三第一号九の三中「公害対策基本法」を  
「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」  
に改める。

定及びその実施に当たつては、自然環境の適  
正な保全について配慮しなければならない。

第六条から第十一条までを次のように改め  
る。

第十三条第四項中「四十五人」を「四十人」に改  
める。

(地方自治法の一部改正)

第六条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七  
号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号の三中「公害対策基本法(昭和  
四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平  
成五年法律第 号)」に改める。

別表第三第一号九の三中「公害対策基本法」を  
「環境基本法」に、「あてはめる」を「当てはめる」  
に改める。

別表第七第一号の表中「都道府県公害対策審  
議会」を「都道府県環境審議会」に、「公害対策基  
本法第二十九条第一項の規定による公害対策」  
を「環境基本法第四十三条第一項の規定による  
環境の保全」に改める。

(自然公園法の一部改正)

第七条 自然公園法(昭和三十二年法律第百六十  
一号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「自然環境保全法(昭和四十七年  
法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第  
号)」に改める。

第三条から第五条までに定める環境の保全  
についての「に改める」。

第三条中「当つては」を「当たつては」に改め、  
「自然環境保全法」の下に「(昭和四十七年法律第  
八十五号)」を加える。

(下水道法の一部改正)

第八条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)  
の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「公害対策基本法(昭和四  
十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環  
境基本法(平成五年法律第 号)第十六条第  
一項」に、「保全するうえで」を「保全する上で」  
に改める。

(環境事業団法の一部改正)

第九条 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五  
号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「公害対策基本法(昭和四十二年  
法律第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本  
法(平成五年法律第 号)第二条第三項」に  
改める。

(大気汚染防止法の一部改正)

第十条 大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九  
十七号)の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「公害対策基本法(昭和四  
十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環  
境基本法(平成五年法律第 号)第十六条第  
一項」に改める。

第五条の三第二項中「都道府県公害対策審議  
会」を「都道府県環境審議会」に改める。

(公害紛争処理法の一部改正)

第十一条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第  
百八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「公害対策基本法(昭和四十二年法律  
第百三十二号)第二条第一項」を「環境基本法(平  
成五年法律第 号)第二条第三項」に改め  
る。

第二十四条第一項第一号中「公害対策基本法第二條第二項」を「環境基本法第二條第三項」に改める。

第五十條中「公害対策基本法第二十一條第一項」を「環境基本法第三十一條第一項」に改める。  
(公害防止事業費事業者負担法の一部改正)

第十二條 公害防止事業費事業者負担法(昭和四十五年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中第一條・第二條」を「第一條―第二條の二」に改める。

第一條中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二十二條第二項の規定に基づき」を「公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し」に改め、「公害防止事業に要する費用の事業者負担に關し」を削る。

第二條第一項中「公害対策基本法第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二條第三項」に改め、同條第二項中「公害対策基本法第二十二條第一項の規定により」を削り、第一章中同條の次に次の一條を加える。

(事業者の負担)  
第二條の二 事業者は、その事業活動による公害を防止するために実施される公害防止事業について、その費用の全部又は一部を負担するものとする。

第二十條第二号中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同條第三号中「市町村公害対策審議会」を「市町村環境審議会」に改める。

(公害防止事業費事業者負担法の一部改正に伴う経過措置)  
第十三條 この法律の施行の際現に実施されている前條の規定による改正前の公害防止事業費事業者負担法(以下この條において「旧負担法」という)第二條第二項に規定する公害防止事業は、前條の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二條第二項に規定する公害防止事業とみなす。

2 旧負担法第二條第二項に規定する公害防止事業であつてこの法律の施行前に旧負担法第六條第一項の費用負担計画が定められているもの並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び旧負担法第九條第一項の規定、同條第二項若しくは第三項(これらの規定を旧負担法第十條第二項において準用する場合を含む)の規定又は旧負担法第十條第一項の規定による通知は、それぞれ、前條の規定による改正後の公害防止事業費事業者負担法第二條第二項に規定する公害防止事業並びにその公害防止事業に係る費用負担計画及び同法第九條第一項の規定、同條第二項若しくは第三項(これらの規定を同法第十條第二項において準用する場合を含む)の規定又は同法第十條第一項の規定による通知とみなす。

第十四條 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)の一部を次のように改正する。  
第十一條第三項中「公害対策基本法(昭和四十

二年法律第百三十二号)第二十九條の規定による都道府県公害対策審議会」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第四十三條の規定により置かれる都道府県環境審議会」に改める。  
(水質汚濁防止法の一部改正)

第十五條 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。  
第四條の二第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第十六條第一項」に改める。

第二十一條の見出し及び同條第一項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改め、同條第二項中「公害対策基本法第二十九條第二項」を「環境基本法第四十三條第二項」に、「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に改める。

(農用地の土壤の汚染防止等に関する法律の一部改正)  
第十六條 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和四十五年法律第百三十九号)の一部を次のように改正する。

第三條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同條第三項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第五條第五項中「都道府県公害対策審議会」を「都道府県環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(公害の防止に關する事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律の一部改正)  
第十七條 公害の防止に關する事業に係る国の財政上の特別措置に關する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二條第三項」に改め、同條第二項中「公害対策基本法第十九條第二項」を「環境基本法第十七條第三項」に改める。

(労働安全衛生法の一部改正)  
第十八條 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第二條第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号)第二條第三項」に改める。

(公害健康被害の補償等に関する法律の一部改正)  
第十九條 公害健康被害の補償等に関する法律(昭和四十八年法律第百十一号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十二條中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。  
第二十五條第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第二十六条第二項及び第三十一条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第三十九条第二項及び第六十三条第二項中「中央公害対策審議会」を「中央環境審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

(湖沼水質保全特別措置法の一部改正)  
第二十条 湖沼水質保全特別措置法(昭和五十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号) 第十六条第一項」に改める。

(自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正)  
第二十一条 自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成四年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九条第一項」を「環境基本法(平成五年法律第 号) 第十六条第一項」に改める。

(総理府設置法の一部改正)  
第二十二條 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第二十三條 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第五号中「公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)」を「環境基本法(平成五年法律第 号)」に改め、同條第六号中「公害対策基本法第九條第一項」を「環境基本法第十六條第一項」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第六條中地方自治法別表第七号の表の改正規定、第十條中大気汚染防止法第五條の三第二項の改正規定、第十二條中公害防止事業費事業者負担法第二十條の改正規定、第十四條の規定、第十五條中水質汚濁防止法第二十一條の改正規定並びに第十六條中農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第三條第三項及び第五條第五項の改正規定は、環境基本法附則ただし書に規定する日から施行する。

〔参照〕

十一月十一日議長において、左のとおり議席を変更した。

- 一四〇 湖上 貞雄君
- 一四一 糸久八重子君
- 一五一 志 浩 裕君
- 一五二 矢田部 理君
- 一五三 青木 新次君
- 一九六 田 英夫君
- 一九七 安永 英雄君

官 報 (号 外)

平成五年十一月十二日 参議院会議録第六号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五 東京都港区  
虎ノ門三丁目二番四号  
大蔵省印刷局

電話

03  
(3587)  
4294

定 価

本号一部  
三〇三円  
送料別  
税別